

第50号 茂原市 農業委員会だより

発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話0475-20-1530



市長へ意見書を提出（写真左から 風戸推進委員長、田中市長、鬼島会長、秋葉職務代理）

会長挨拶

近年の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加などの問題を抱えております。

当農業委員会は今年度が改選の年となり、現農業委員及び推進委員の任期は8月2日までとなります。在任期間も残りわずかとなりましたが、委員一丸となって各種課題に全力で取り組んで参りますので、皆様の一層のご支援並びにご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

茂原市農業委員会
会長 鬼島 一郎

令和6年度茂原市の 農業振興等に関する意見書

農業委員会では、令和6年度予算編成にあたり、昨年10月に次の項目について、市長へ意見書を提出いたしました。

（意見書の項目）

第1 強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について

- 1 基盤整備の推進
- 2 遊休農地対策の推進
- 3 地域計画の策定
- 4 担い手の育成対策等
- 5 新規就農の促進
- 6 その他

第2 農業委員会の体制整備について

自分たちの農地の利用について話し合ってみませんか!

地域の現状は・・・

- ① 遊休農地の増加
- ② 耕作者、農地所有者の高齢化
- ③ 担い手の減少



まずは地域で話し合いの機会を作ってみましょう。

- ・ 地域でお互いの農地の管理状況を共有できる。
- ・ 農作業がしやすく、手間や時間、生産コストの減少を考えやすくなる。
(農地の集積・集約化)

地域での話し合いの手伝い等のご相談ご要望がございましたら、**農業委員会事務局 (TEL 20-1530)**
または**農政課 (TEL 20-1526)** までお気軽にご相談ください。



適正農地の管理をお願いします!



害虫の発生や鳥獣被害を誘発したり、排水路を塞いだりする等地域の営農に悪影響を及ぼしてしまう恐れがありますので、草刈りや耕運作業を定期的に行う等、農地の適正な管理をお願いします。



○農地の利用状況調査・利用意向調査にご協力ください

農業委員会では遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的として、6～9月(予定)の間に農地の利用状況調査を実施いたします。調査後は遊休農地の所有者に対して、毎年、「農地の利用意向調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。

～農業者年金に加入しませんか～

<加入資格>

- ① 年間60日以上農業に従事している
- ② 国民年金の第1号被保険者
- ③ 年齢が20歳以上60歳未満

支払った保険料は「**社会保険料控除**」の対象になります。



◇全国農業新聞◇

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農家の「経営と暮らしに役立つ」情報をお届けします。

発行所：全国農業会議所

発行日：毎週金曜日

購読料：月額700円

申込先：農業委員会事務局



農業委員会への手続き等について

■ 農地の貸借について

手続きをしないで貸し借りをしている場合はヤミ耕作となります。また、20年以上にわたりこのような貸し借りが行われていた場合、民法163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、借人が賃借権を取得することがありますので、トラブルにならないように適正な手続きを行いましょ

今後の農地の貸し借りは、農地法第3条または農地中間管理機構（農地バンク）を通して行うようになります。

■ 農地の権利移動及び転用について

農地を売買する場合や農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。**農地法許可申請の締め切りは、毎月25日まで（土日祝日は除く）**となります。

なお、許可を受けずに農地を農地以外の用途に使用している場合は、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・ 工事の中止や原状回復などの命令
- ・ 罰則の適用（3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金）

■ 農地の権利取得について

相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定による届出が必要になります。

※相続登記については **令和6年4月1日から義務化** されました。

軽微な農地の埋立てでも届出が必要です！

水田等を埋立て、野菜等の作付けをする場合でも、**実施1か月前まで**に「軽微な農地改良の届出」が必要になります。

(届出の要件)

- 1 盛土する土は山砂や搬出元が明らかな畑土等であること。
- 2 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- 3 隣接する水路の形状等を変更しないこと。
- 4 事業に要する期間が3か月を超えないこと。

上記以外の埋立てには、**農地転用の許可を受ける必要**があります。

※埋立てについては **環境保全課 (Tel 20-1504)** に**手続きが必要** になる場合があります。

詳細は
農地がある市町村
農業委員会に
お問い合わせ
ください





農地賃貸借情報

農地法第52条に基づき農業委員会が農地の賃貸借料の動向の収集、提供を行います。

【令和5年分】

(金額は10a当たり)

農地区分	賃借権				使用賃借権
	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	9,100円	25,200円	2,100円	629筆	61筆
畑	9,500円	45,300円	5,600円	38筆	53筆

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。(令和5年1月～12月)
- ※2 平均額は、最低額と最高額を除いた平均値です。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。
- ※4 **実勢賃貸借料を考慮し、必ずしもこの賃貸借料の限りではありません。**

令和6年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金表



1 雇用労賃

区分	労賃	備考
田作業	9,300円	①1日当たりの賃金(但し実労8時間) ②賄回数は2回
畑作業	9,000円	

2 機械による農作業料金

区分	農作業料金	備考
トラクター	耕起	6,900円 10a当たり
	代かき	7,200円 10a当たり、ドライブハロー使用の場合 ロータリーを使用の場合は、耕起料金に準ずる
	畦ぬり	4,100円 100m当たり
田植機	8,700円	10a当たり・苗費を含まない 側条施肥は別途協議
コンバイン	19,400円	10a当たり 刈り取り・脱穀
乾燥調製	3,300円	60kg当たり 生糶の乾燥・糶摺り
育苗	850円	1箱当たりの硬化苗(運搬費を含まない)

- ※1 乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター1人付料金
- ※2 機械による農作業料金は土地改良事業施行済の圃場(30a区画を想定)として設定。
- ※3 **地域性を考慮し、必ずしもこの料金表の限りではありません。**